

第67回東海村地域福祉計画推進会議 議 事 録

作成：大内

- 1 日 時 令和6年2月28日（水）午後5時30分～7時45分
- 2 場 所 205会議室
- 3 出席者 地域福祉計画推進会議委員 8名（欠席：江里委員，松井委員，
大沼委員）
アドバイザー：稲垣美加子先生（淑徳大学教授）
事務局：山口課長，大内補佐，小原澤係長，檜山主任，藤田主事

結 果

5 議事

（1）住民評価方法について

- ・事務局から説明（資料1）

（2）中間評価シートについて

- ・事務局から説明（資料2）

（3）その他

- ・評価シートについて，3/21までに事務局へ提出すること。
- ・3月末までに評価結果のみ速報でお知らせする。
- ・次回会議は令和6年6月以降の開催を予定。

1 開 会

2 事務局あいさつ（山口課長）

3 委員長ごあいさつ（有阪委員長）

コロナ5類になって時間がたつが、当グループホームでも感染が広がるなどし、その際の職員の防護服などの対応は変わらず非常に苦労している。今日の会議はボリュームが多いと聞いているので、委員の皆様には大変だがよろしくお願ひしたい。

4 アドバイザーごあいさつ（淑徳大学教授 稲垣美加子先生）

今年は1月1日に能登半島の大きな地震から年が始まった。亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたい。被災された方はまだつらい思いをしているので想いを馳せながらいろいろなことを考えていかなければならない。もう少しで3.11も来るが、その前には阪神淡路大震災があり、私自身が災害支援を始めたのはそこからであるが、阪神淡路大震災ですらみんなの記憶から風化してしまっている。東日本大震災では東海村でもみなさん電気や水など苦労したはずだが、今回の能登半島の地震を機にもう一度あの時の苦労を思い出し、もう一度あのような災害が起きた時に、今の東海村が周りの人を支えられる地域になっているかということを考えてもらいたい。またもう一つ、周りの人たちに丁寧な目配りをした方がよいと思うことがある。実は1月17日に当時支援をした神戸の方々へ連絡したのだが、神戸の方々が輪島の焼け跡を見て寒気がしたと言っていた。ましてや3.11の経験をされた方もPTSDで被災の怖さを思い出してつらい思いをしている方が周りにいないかどうか。あの時、東北で被災し、家や家族を失い、避難して生活している方々が地域にいるかもしれないので、今一度周りの人たちの様子に丁寧に目配り気配りをしてもらいたい。亡くなった方は戻らないが、その方たちの死を無駄にしないためには、そこで起きたことから学び、考え、工夫することを絶対に忘れてはならない。そうしたことも踏まえながら、今日の会議も大変なボリュームだが、一緒に課題に取り組んでいきたい。本日はよろしくお願ひする。

5 議 事

（1）住民評価方法について

事務局から配付資料1に基づき説明をおこなった。

- ・前回の振り返りとして再度説明。
- ・行政評価は行政が実施した事業等の実績を自己評価し、住民評価は行政が実施した事業等の実績が住民にどのような影響、効果を与えたかを住民が評価する。
- ・地域福祉計画は5年計画であり、3年目に実施するのが中間評価、5年目に実施するのが総合評価である。
- ・住民評価は、施策の方向性（15項目）を評価いただく。
- ・各委員（住民）の立場から、行政による事業実績及び事業推進状況が地域住民の生活にどのような影響を与えたかをポイントに評価いただきたい。
- ・住民評価は、タスク・ゴール、プロセス・ゴール、パートナーシップ・ゴールの3つの視点から評価いただく。

- ・評価の際に気になったキーワードをメモで残していただきたい。

【質疑・応答】

稲垣先生：社会福祉は利用者主体といわれており、住民に一から計画を作成してもらうのが理想であるが、住民が計画を作成するのは難しいため、行政が代わりに作成している。住民主体の計画にするため、行政が作成した計画を住民に合う計画に変えていく必要がある。皆さんから意見を聞いたり、住民評価をおこなったりすることで住民に合う計画に変えることができるため、地域の方に話を聞き、計画の内容や活動が地域に還元されているか確認いただきたい。全ての項目について評価できるか分からないとの意見があったが、そのために会議で話し合う機会がある。会議で誰からも意見が出なかった場合は、行政が思っているより計画や活動の効果が上がらなかったということにもなる。多くの方の率直な声を集めていただき、次期計画につなげていただきたい。

(2) 中間評価シートについて

事務局から配付資料2に基づき説明。

- ・基本目標ごとに区切って質疑応答を実施。

【質疑・応答】

基本目標1

香取委員：1-4-3 地区社協が主催する住民座談会への職員参加は若手か。

事務局：若手に限らず福祉部門の職員が住民と同じ目線でグループワークに参加しており、住民と同じ目線で地域の課題を話し合うことで地域課題の把握だけでなく住民との交流の機会ともなっている。

神長委員：1-4-3 派遣事業実績なしの理由は。

事務局：職員研修として地域のイベントや行事へ派遣しているものだが、コロナの影響によりイベント等が中止となったことなどから実績がない。

岡部委員：1-4 のシートについて、行政評価がA・A・Cでも行政による中間評価はAなのか、違和感があるが。

稲垣先生：平均ポイント換算により出てくる評価となっているが、資料1にある換算ポイントに誤りがあるようだ。評価区分Aの換算ポイントが10点となっているが、本来なら他の評価区分と同じように、達成水準80~100%の中間値である9点として平均値を出すべきだった。訂正した方がよい。

事務局：ご指摘のとおり、評価区分Aの換算ポイントが中間値になっていないため10点から9点へ修正させていただく。これにより施策の方向性1-4のシートについては行政評価Bとなるので、お手元の記載の訂正をお願いしたい。なお、他のシートの評価についてはこの修正に伴う変更はない。

基本目標2

有阪委員長：全般的な質問となるが、分野ごとについて住民にとって分からない場合はどう評価をつけたらよいか。

事務局：どちらともいえないとして評価してほしい。

香取委員：自分の得意分野である自治会や地区社協の関係者以外にはどこまで探れ

ばよいか。例えば子育て世帯にも聞きに行つて評価する必要があるのか。
稲垣先生：委員の皆さんには各世代や組織の代表者として参加してもらっているが、住民の声を行政に届けるという役割となっており、無理のない範囲で周りの方の声を聞いてみてほしい。行政が住民に直接聞いても遠慮して本音が出てこないの、ぜひ身近な住民のみなさんの立場で意見をひろってほしい。

飯島委員：2-1-1 実績の書き方だけ見ると「～を行った」ときちんとやっているように見えるが、やり残しがあるから行政評価がBなのか。

事務局：生活課題解決に向けたアプローチなので、支援が長期的に継続することが通常であり、取組みの結果がすぐに課題解決やケース支援の終結につながるものではないことから、感覚的な部分はあるが、完全に実施できたとは言えないと判断しB評価にとどめている。

基本目標3

香取委員：3-4-1 路線バス、デマンド交通の実績について、茨城交通の路線バスが走っている路線は村と協議して決めているのか。

事務局：茨城交通に補助金を出し、村とも協議の上で、利用の多い拠点を通過する循環路線など一部の路線については協議している。大通りを通る路線であり細かなニーズへのマッチや乗車率など課題があると思う。

稲垣先生：いわゆる小さなコミュニティバスと路線バスの折衷のような感じがイメージしやすいかと思う。

有阪委員：3-1-3 避難行動要支援者の個別避難計画は前回の台風時には使われたのか。精神の方など避難所への移動を拒否する方も想定されるのでうまく活用できるとよいが。年末に公表された避難計画はどうなっているのか。

事務局：現在、自治会長や民生委員の協力を得ながら作成途中であり、今年の台風の際は自主避難レベルであったので使われなかった。原子力災害は一般住民の協力によらず避難を支援する別の動きとなるが、災害の種類による動きの違いが住民に伝わっていないのが課題かもしれない。

稲垣先生：災害時に必ずしも行政主導で避難がこなせると期待してはいけない。職員や社協が被災し動けないことも十分考えられるし、東日本大震災では実際に起こった。そうした際に、住民が主体となった対策や行動ができるか地域福祉計画の中で考えていかなければならない。住民がとるべき行動がきちんと伝えられているかという視点で評価することが必要。

香取委員：実際のところ地域では難しいことが多い。基幹避難所にきちんと避難してこられるのか。要支援者を災害の際に支えられる人が実際どれだけいるのか。

基本目標4

有阪委員：4-2-5 受任候補者マッチング会議とはなにか。

事務局：村長申し立ての際に後見人が見つからない場合、マッチング会議にあげて適切な候補者の属性を検討して意見をもらう会議であり、候補者自体を決めるものではない。

稲垣先生：社協でパンフレットを配布しているので、委員の皆さんに参考として配

布してはどうか。補足すると、なぜマッチングが必要かという点、首長申し立ての場合、周りに関係者がいない人が対象となるので、行政が勝手に後見人を決めてしまうことがないよう客観性をもって適任な属性の方を選任する仕組みとなっている。

照沼委員：後見制度の対象者は具体的にどのような方か。

稲垣先生：加齢により記憶能力が低下し、周りに配偶者や子、親族など信頼して相談できる人がいない方など。その人がそうした状態になったときに、自分の財産や権利についてどこまで決めてほしいかなどの度合いもあるが、認知症や知的障害などの場合、その判断すらも自分でわからない。悪意のある人に搾取されたり利用されたりすることのないよう、権利を守るための制度であり、だれでも相談していざというときに利用できる。また、未成年後見というのは、親からの虐待などにより権利が守られない児童などを守るためのものである。マッチング会議や社協など、センターで後見人を決めてくれる。対象者がどんどん増えており今後も増えてくる。専門職後見では足りなくなってきており、市民後見人制度もできている。

(3) その他

事務局から説明をおこなった。

- ・今回お配りした評価シートについて、3週間を目途に作業いただきたい。あらためて行政の取組み実績をお読みいただき、評価をつけていただき、3月21日までに事務局へ郵送または持参により提出してほしい。
- ・皆さまから提出いただいた評価について3月末を目途に集計し、評価結果の速報を委員の皆様へ3月中にお知らせしたいと考えている。
- ・次回の会議は、6月以降に実施予定であり、詳細な結果やその他のコメントなどを整理し、今後の会議では次期計画も見据えた協議を行っていきたい。

6 閉 会